

電気のご契約に関する重要事項のご説明

株式会社 U-P O W E R

- 株式会社 U-P O W E R（以下「当社」といいます）は、株式会社 U-P O W E R GREEN MARKETING（以下「小売電気事業者」といいます）より委託を受け、電気需給契約（以下「需給契約」といいます）の締結の取次ぎを行う取次事業者（以下「取次事業者」といいます）です。
- 電気の供給は、小売電気事業者が行い、当社が供給するものではありません。
- 本書面は、電気事業法第2条の13第2項および同法第2条の14第1項の規定に従い、当社とお客様との間で需給契約を締結するにあたり重要な事項その他契約にあたって特にご確認いただきたい事項を説明する書面となります。なお、本書面は需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、需給契約の詳細については「U-P O W E R 電気需給約款」（以下「本約款」といいます）の内容をかならずご確認ください。
- 本書に記載の事項について、音声によるご案内等が必要な場合には、裏面の当社お問い合わせ先までお寄せください。

- 本書に記載の当社の電気料金プランは、火力燃料（原油・LNG・石炭）の価格および、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます）のスポット約定価格（以下「約定価格」といいます）により変動いたします。
- 電気料金に含む燃料費調整額は火力燃料（原油・LNG・石炭）の価格により毎月自動的に変動し、プラスになることもマイナスになることもあります。なお、この単価に上限はありません。
- 約定価格が安価になる場合は、電源調達費がマイナスとなり電気料金が安くなる一方、約定価格が上昇した場合には、電源調達費がプラスとなり電気

料金が高くなることがあります。なお、具体的な算定式は 3. 需給契約に係る料金の計算方法をご参照ください。また、この電源調達費に上限はありません。

1. 需給契約の申込み方法

お客様は、新たに需給契約を希望される場合、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の申込書により申込みをしていただきます。

2. 契約年月日・供給地点特定番号

需給契約により定めます。

3. 需給契約に係る料金

(1) 基本料金単価は、エリアごとに電気需給契約により定めます。

(2) 料金算定方法は、下表に基づき算出した
①基本料金、②電力量料金、③非化石証書費、④再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額に予備線料金・予備電源料金・自家発補給料金を加えたものです。

(3) 託送基本料金単価、託送従量料金および損失率は、一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に定める金額、数値を適用します。

なお、当該約款の改定により、適用する金額または数値に変更があった場合は、改定後の託送供給等約款の効力発生日から変更後の金額、数値を適用します。

区分	料金算定方法	
1 基本料金	託送基本料金単価×契約電力×力率割引・割増	銭未満

(注1)	(注2)	切 り 捨 て
2 電力量料金	電源調達費 + 託送従量料金 + 需給管理手数料 + 容量 引出金相当額 + 当社管理費	銭未満 切 り 捨 て
1.電源調達費	電源調達費 = 固定電源調達費 + 固定電源調達燃料費調整費 + 市場電源調達費 ・ 固定電源調達費 = 固定電源従量単価 × 30 分毎の ベース契約容量までの電力使用量 (注3、4) ・ 固定電源調達燃料費調整費 = 固定電源燃料費調 整単価 × 30 分毎のベース契約容量までの電力使用 量 (注5) ・ 市場電源調達費 = ① × ② ・ ① = 各エリアにおける 30 分毎のエリアプライ ス税込み単価 × 30 分毎のベース契約容量を超える 電力使用量 (注6) ・ ② = $1/(1 - \text{損失率})$ (注7)	—
2.託送従量料金	各エリアの託送従量料金単価 × 電力使用量	銭未満 切 り 捨 て
3.需給管理手数 料	0.42 円/kWh × 電力使用量	銭未満 切 り 捨

		て
4.容量抛出金相当額	容量抛出金相当額単価（注 8）×電力使用量	銭未満 切 り 捨 て
5.当社管理費	需給契約に定める当社管理費単価×電力使用量	銭未満 切 り 捨 て
③非化石証書費	GREEN10 の場合:0.14 円×電力使用量 GREEN100 の場合:1.43 円×電力使用量	銭未満 切 り 捨 て
4 再 生 可 能 工 ネ ル ギ ー 発 電 促 進 賦 課 金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用 量	円未満 切 り 捨 て
ご請求金額	上記各金額の合計	円未満 切 り 捨 て
消費税相当額	ご請求金額の 10%相当額	円未満 切 り 捨 て
注 1．電気をまったく使用しない場合（1月の使用電力量が 0kWh の場合）は、基本料金（力率割引および割増しは適用しません。）は半額となります。 注 2．力率とは、供給した電力に対して有効に使用された割合（電気の使用効		

率) です。1 か月のうち、毎日8 時から 22 時までの時間における平均力率とします。なお、需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持していただき、力率が 85%を上回る場合は、その上回る 1%につき基本料金を 1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1%につき基本料金を 1%割増しします。ただし、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は、85%とみなします。

注 3. 固定電源従量単価とは、申込書に記載の単価をいいます。

注 4. 30 分毎のベース契約容量とは、申込書に記載のベース契約容量の 1/2 の値をいいます。

注 5. 固定電源燃料費調整単価とは、申込書に記載の単価をいいます。

注 6. エリアプライス税込み単価とは、一般社団法人日本卸電力取引所 (JEPX) が運営するスポット市場において、スポット取引の約定処理の結果得られる、対象エリアの価格 (税抜) に消費税を加算した単価をいいます。

注 7. 損失率とは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める電気を、送電線を経由して需給地点に運ぶ際に失われる電力の損失率をいいます。

注 8. 容量拠出金相当額単価とは、容量市場における供給力の確保のために小売電気事業者が拠出する容量拠出金に基づき当社が定める単価をいいます。具体的な金額は、電力広域的運営推進機関から通知される容量拠出金 (仮算定) に応じて決定、変更し、別途お客様に通知します。

4. 供給設備に関する費用の負担

(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置 (計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます) および

区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます）については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定・所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様で取り付けていただくことがあります。

（2）小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客様から申し受けます。

（3）小売電気事業者が一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算します。

5. その他費用の負担

（1）延滞利息

支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

（2）契約超過金

当社は、契約電力が500キロワット以上のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超

過電力とは、その 1 か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までにお支払いいただきます。

(3) 供給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算
当社は、お客様が契約電力を新たに設定または増加した後、1 年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、小売電気事業者が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、需給契約の消滅または変更の日

に料金および工事費の清算にかかる額をお客様から申し受けます。

6. 契約電力の決定方法

(1) 契約電力が 500kW 未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除きその 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

- 1 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、小売電気事業者から新たに電気の供給を受ける前からお客様が同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
- 2 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

(2) 契約電力が 500kW 以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として 1 年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客様と当社または小売電気事業者との協議によって定めます。

7. 供給電圧および周波数

お客様の供給設備を確認のうえ、供給電圧・周波数は需給契約に定めるとおりとします。

8. 使用電力量等の算定および料金算定の方法

(1) 料金の算定期間

- 1 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます）とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- 2 当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）を通知した場合は、前①の定めにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます)を料金の算定期間とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間とします。

(2) 使用電力量等の計量

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量します。

(3) 料金の算定

料金は、算定期間を「月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または需給契約が消滅した場合等により、算定期間が 1 か月に満たない場合は日割計算により

算定します。

9. 料金その他の支払方法

(1) お客様は、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客様が指定する口座からの引き落とし、または需給契約に定める方法により、当社にお支払いいただきます。

(2) 前(1)による支払いは、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき、または需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

10. 本約款および託送供給等約款に定められたお客様の責任に関する事項

本約款および託送供給等約款に定めるお客様に関する事項により、お客様は、次に定める事項について遵守していただきます。

- 1 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客様自身により無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 2 需給契約の締結にあたり、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力するものとします。また、計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所ならびに通信設備等の施設場所は、一般送配電事業者へ無償で提供していただきます。
- 3 系統運用上の制約その他によって一般送配電事業者からお客様に給電指令が行なわれた場合、お客様は一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。なお、必要により系統運用上必要な事項について、一般送配電事業者と、お客様とで申合書等を作成する場合があります。
- 4 計量器の検針または計量値の確認や電気工作物の保守または検査等のため、一般送配電事業者が需要場所へ立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 5 お客様の責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合、電気工作物の改変等によ

って不正に電気を使用された場合、または託送供給等約款に反した場合等には、電気の供給が停止することがあります。

- 6 お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合は、一般送配電事業者はその旨をすみやかに通知していただきます。この場合、一般送配電事業者はただちに適当な処置をします。
- 7 その他、託送供給等約款におけるお客様に関する事項について、遵守していただきます。

11. 需給契約の契約期間

電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとし、契約期間満了日の 3 か月前までに、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1 年ごとに同一条件で更新され、以後も同様とします。

12. 需給契約の廃止

お客様が需給契約にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の 3 か月前までに、当社所定の方法により通知していただきます。

13. 解約違約金

(1) 料金適用開始の日から 1 年に満たないで電気需給契約を廃止または解約される場合は、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。ただし、供給開始月および電気需給契約の消滅月が日割計算である場合は、当該各月の料金および料金算定月は、本号、次号および第 3 号の計算式に含まないものとします。

$$\text{電気需給契約に基づき算定された料金の合計額} \div \text{料金算定月の合計月数} \times \text{電気需給契約の残期間} \times 20\%$$

(2) 電気需給契約の更新後に、電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の 3 か月前までに当社所定の方法による通知がないときは、解約違約金を申し受けます。なお、この場合の解約違約金は、廃止の通知が当社に到着した時期に応じて、次の計算式により算出した解約違約金とします。

A.廃止期日の 1 か月前となった場合または廃止期日が経過するまでに何ら通知がない場合

電気需給契約に基づき廃止期日の 1 か月前までの 1 年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2 か月×20%

B.廃止期日の 2 か月前となった場合

電気需給契約に基づき廃止期日の 2 か月前までの 1 年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×1 か月×20%

(3) 当社が電気需給契約を解約した場合には、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。

解約日の属する月の前月までの 1 年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2 か月×20%

(4) 解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した金融機関に振り込むことによりお支払いいただきます。

14. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

15. 需給契約の解約

お客様が次のいずれかに該当する場合、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、(1)、(2)、(3)または(4)に該当する場合は、解約の 15日前までに当社からお客

様に通知します。

- (1) 支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合
- (2) 支払期日を経過してもお客様が他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払われない場合
- (3) 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他この電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合。
- (4) お客様が支払停止の状態に陥った場合
- (5) 電気の供給を停止されたお客様が、一般送配電事業者が定めた期日までに、その理由となった事実を解消しない場合
- (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合
- (7) 仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合
- (8) 手形不渡り処分を受けた場合
- (9) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
- (10) お客様またはお客様の役員、責任者、実質的に経営権を有する者もしくはお客様が電気需給契約履行のために使用する者（以下「お客様の役員等」といいます）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）である場合
- (11) お客様またはお客様の役員等が反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (12) お客様またはお客様の役員等が、自らまたは第三者を利用して、反社会的な行為をした場合

16. 損害賠償の免責

当社および小売電気事業者は、当社および小売電気事業者の責めに帰さない事由によって、お客様に生じた損害については、賠償の責めを負いません。

17. 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客様には、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- 1 修理が可能である場合は、修理費
- 2 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

18. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払われない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

19. お客様の需給契約情報の取扱い

お客様と当社との間で締結している需給契約の内容については、第三者へ開示しないでください。

20. その他

本書に記載の需給契約に係る電気料金その他の供給条件は、本約款に基づきます。本約款を変更する場合、当社は、当社が適切と判断する方法により、お客様へお知らせします。本書は、需給契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については、本約款をご確認ください。なお、別途お客様との間で特約事項について合意し、当該合意内容が本約款または本書の定めと異なる場合は、需給契約に定める特約事項の内容が優先します。

21. お問い合わせ先

株式会社 U－POWER

U-POWER カスタマーセンター

〔電話番号〕 0120-844-816（10:00-18:00／土日祝・年末年始を除く）

小売電気事業者の表示	株式会社 U－POWER GREEN MARKETING 〔小売電気事業者登録番号〕 A0549 〔ホームページ〕 https://upgm.jp/ 〔住所〕 〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号 〔電話番号〕 03-6823-1701（10:00-18:00／土日祝・年末年始を除く）
取次事業者の表示	株式会社 U－POWER 〔ホームページ〕 https://u-power.jp/ 〔住所〕 〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

以上